

農政をめぐる情勢

目次

I	2次補正予算が閣議決定・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	改正種苗法、次期国会に先送りか・・・・・・・・	8
III	J Aの生活インフラ調査の結果公表・・・・・・・・	11

今月号のあらまし

I 2次補正予算が閣議決定

5月27日、政府は自民党の提言（先月号参照）を踏まえ、地方創生臨時交付金の拡充2兆円、予備費10兆円の追加を含む、総額31兆9,114億円となる2次補正予算案を閣議決定した。農林水産関係では658億円（うちALIC事業108億円）が計上されている。

新たに経営継続補助金に200億円等が計上されている。また、1次補正予算の運用改善として高収益作物次期作支援交付金の施設園芸の交付単価を5万円/10aから花き等は80万円、果樹は25万円に引き上げること等が盛り込まれている。

II 改正種苗法、次期国会に先送りか

今国会での成立が目指されていた「種苗法の一部を改正する法律案」は、会期末に向けて十分な審議時間が見込めず、次期国会に先送り等との報道がされている。

III JAの生活インフラ調査の結果公表

5月28日、農水省は「平成31年度生活インフラサービスへのアクセス状況実態調査」（委託先：三菱UFJリサーチ&コンサルティング）に関する報告書を公表した。

同調査は、改正農協法（平成28年4月施行）における「5年後見直し」（准組合員の事業利用規制）に関して行う調査の一つである。

調査報告書の「まとめ」では、JAの施設について「地域の重要なインフラとして機能していることがわかる」とするなど高く評価している。

1 2次補正予算が閣議決定

— 新たに経営継続補助金に200億円計上 —

1. 2次補正予算

- 5月27日、政府は自民党の提言（先月号参照）を踏まえ、地方創生臨時交付金の拡充2兆円、予備費10兆円の追加を含む、総額31兆9,114億円となる2次補正予算案を閣議決定した。
- 農林水産関係では658億円（うちALIC事業108億円）が計上されている。農業分野の主なものは以下の通り。

【2次補正予算案（農業分野）の概要】

1. 農林漁業の経営継続のための措置（新規事項）

① 経営継続補助金【200億円】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策とともに、農林漁業者の経営の継続に向けた取組を行う場合の経費を支援

(1) 省力化機械の導入など生産・販売方式の転換に必要な経費

（補助率3/4、上限100万円）

(2) (1)の取組に加え、業種別ガイドライン等に即した消毒、換気設備等の感染防止対策（定額、上限50万円）

② 肉用子牛生産の奨励金【108億円（ALIC事業）】

- ・肉用子牛価格が下落する中、繁殖農家の経営意欲を維持するよう、肉用子牛の全国平均価格が一定の水準を下回った場合、畜舎環境の改善、子牛の疾病の防止等に取り組む生産者に対し、子牛販売頭数に応じた奨励金を交付
- ・子牛の月ごとの全国平均価格に応じて次の額を交付（黒毛和種、交雑種、乳用種）

<黒毛和種の場合>

(1) 60万円を下回った場合1万円/頭、(2) 57万円を下回った場合3万円/頭 等

2. 農林漁業者等の資金繰り対策の強化（1次補正の積増し）

① 経営維持・再建のための資金繰り対策の強化【349億円】

- ・農林漁業者等の資金繰りに支障が生じないように、農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子化・無担保化での融資枠を拡大（追加融資枠3,725億円）
- ・農林漁業セーフティネット資金として、更に融資を受けやすくするための農林漁業者向けの劣後ローンを措置

3. 1次補正等の運用改善等

① 高収益作物次期作支援交付金

- 特に影響を受けた花き・茶等の生産現場の実情に合わせて、
- ・高集約型経営である施設園芸の交付単価引上げ（5万円/10a→花き等80万、果樹25万）
- ・花き・茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組の支援を追加（2.2千円/

人・日)

② 酒造好適米の保管・供給支援

《2年度当初：米穀周年供給・需要拡大支援事業、水田活用の直接支払交付金》

国内外における日本酒需要の減退の状況を踏まえ、酒造好適米の保管経費の支援(1.3万t分)輸出用日本酒向け酒造好適米を新市場開拓用米(2万円/10a)の対象に追加

③ フードバンクへの未利用食品の提供

《元年度予備費：未利用食品活用促進事業》

休業等により発生する未利用食品の有効活用のため、フードバンクの運搬用車両や倉庫の賃借料を支援対象に追加

《この他、労働力確保、外食支援など、1次補正で措置された事業は、執行状況に応じて予備費を手当て》

(各事業詳細については別紙1農水省作成資料も参照)

- 持続化給付金については、1兆9,400億円上積みされている。
- 地方創生臨時交付金についても拡充され、2兆円上積みされている。
- 6月8日、2次補正予算案は国会に提出された。6月中旬に成立する見通しである。

2. 骨太方針、概算要求等の予定

- 例年6月に閣議決定される骨太方針等については、新型コロナウイルスへの対応に専念し、各省庁の負担を軽減する観点から、7月半ばに遅らせる方針が西村経済再生担当大臣から示された。規制改革実施計画のとりまとめも7月となる。
- また、例年8月末の令和3年度予算概算要求・税制改正要望についても、9月末に延期する旨が麻生財務大臣から示された。

1 経営継続補助金

別紙1

【令和2年度第2次補正予算額 20,037百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の維持を図ります。

＜事業目標＞

地域を担う農林漁業者の経営の継続（令和3年度までに利益又は売上が増加する農林漁業者の割合が80%以上）

＜事業の内容＞

○対象者

農林漁業者（個人及び法人） ※常時従業員数は20人以下のもの

○対象となる取組・補助率

(1) 農協、森林組合、漁協等の「経営支援機関」による計画作成・申請から実施までの伴走支援を受けた、①～③のいずれかを含む**経営の維持に向けた取組**の支援。
【補助率 3/4（補助上限額は100万円）】

① 国内外の販路の回復・開拓

② 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換

③ 円滑な合意形成の促進等

※補助対象経費の1/6以上を業種別ガイドライン等に則した「非接触型の生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要。

(2) 事業活動別本格化のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策

【補助率 定額（1）の補助額が上限。ただし50万円まで】

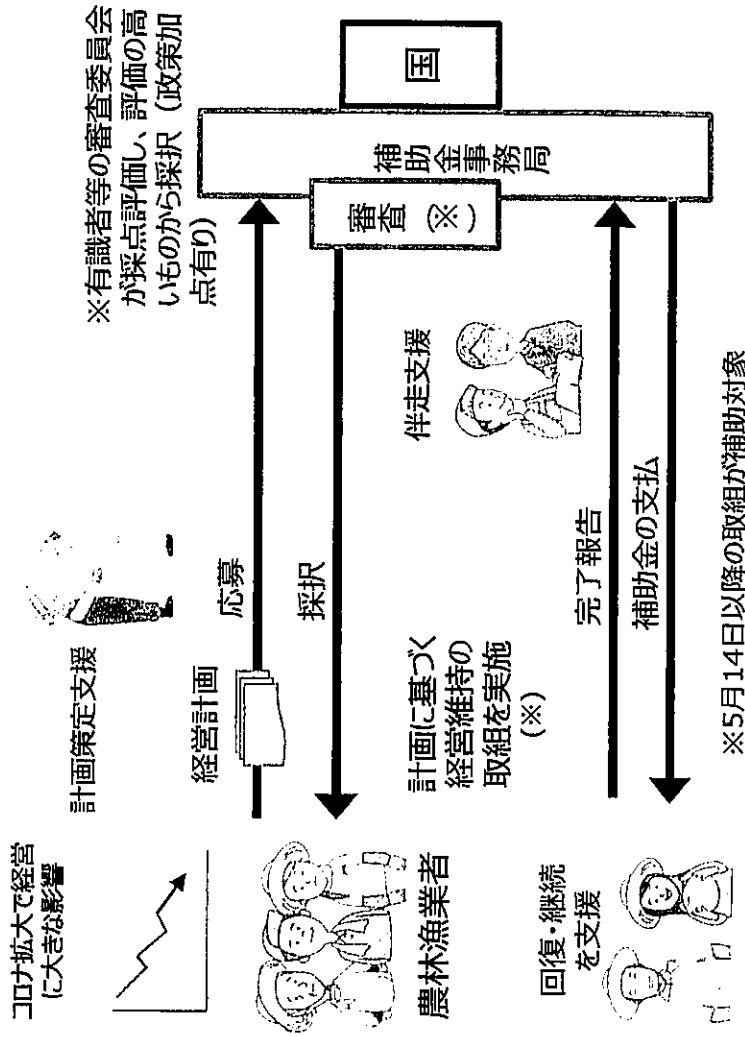
○留意点

本事業は、**給付金ではありません**。一定の行為に対して補助するものであるため、**自己負担が発生**します。例えば、(1)につき100万円、(2)につき50万円、合わせて**最大150万円の補助**を受ける場合の**自己負担は約33万円**となります。
(共同申請では、**最大1,500万円の補助**を受ける場合の**自己負担は約330万円**)

＜事業の流れ＞

＜事業イメージ＞

支援機関（農協等）



定額

3/4、定額

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-6744-0576）

2 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業

【令和2年度ALIC事業 10,804百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、肉用子牛の価格が急落しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援します。

<事業目標>

生産者の意欲を維持し、肉用牛生産基盤の弱体化を防止。

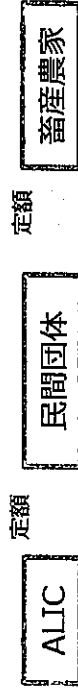
<事業の内容>

○ 肉用子牛の品種区分ごとの全国平均価格（月別）が、発動基準（下表）を下回った場合に、経営改善のための取組メニュー（右図）のうち2つ以上を行う生産者に対して、販売頭数に応じた奨励金を交付します。

品種区分	発動基準① (奨励金単価：1万円/頭)	発動基準② (奨励金単価：3万円/頭)
黒毛和種	60万円	57万円
交雑種	30万円	29万円
乳用種	18万円	17万円

注：発動基準は消費税込価格

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<取組メニュー> 以下の4つのうち2つ以上に取り組む

○ 畜舎の環境改善
(防虫・暑熱・寒冷対策等)



○ 経営分析
(経営管理研修会への参加等)



○ 子牛の疾病防止
(下痢防止剤の投与等)



○ 繁殖雌牛・子牛の栄養状態の改善
(ビタミン等飼料添加物の利用等)



肉用子牛生産の継続
生産者の経営改善

3 新型コロナウイルス感染症対策のための金融支援事業

【令和2年度第2次補正予算額 15,818百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、利子助成金（融資枠2,350億円）等を交付します。

＜事業目標＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者等に対する資金調達の円滑化

＜事業の内容＞

1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 1,396百万円

○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営に影響が出ている農業者等の資金繰りに対する日本政策金融公庫等の融資について、貸付当初5年間実質無利子化します。

2. 日本公庫資金円滑化貸付事業 11,900百万円

○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営に影響が出ている農業者等に、実質無担保等による融資を実施するのに必要な額を日本政策金融公庫に対し出資します。

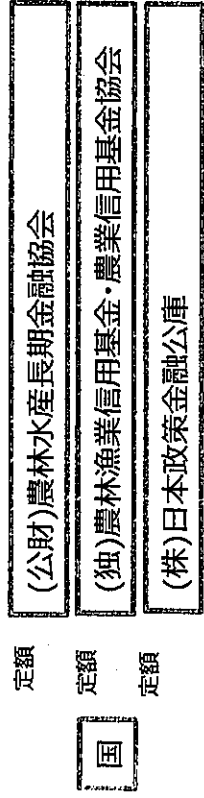
3. 農業信用保証保険基盤強化事業 1,973百万円

○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営に影響が出ている農業者等の資金繰りに必要となる農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会による債務保証の実質無担保等での引受け及び引受当初5年間の保証料免除を支援します。

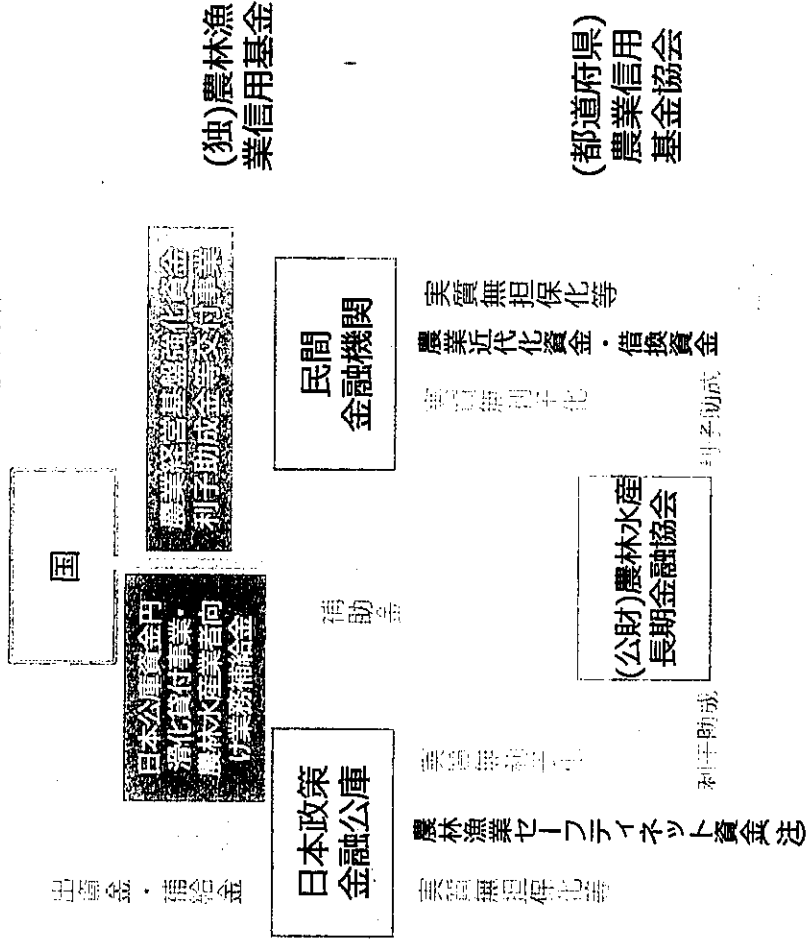
4. 農林水産業者向け業務補給金 550百万円

○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、資金繰りに支障を受ける農林漁業者等への貸付業務を円滑に実施するために必要な経費を日本政策金融公庫に対し交付します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



(注)・農林漁業セーフティネット資金
(民間金融機関からの融資を受け易くするための劣後ローンを含む)
・スーパール資金
・経営体育成強化資金

【お問い合わせ先】経営局金融調整課 (03-3501-3726)

高収益作物次期作支援交付金

【令和2年度補正予算額 24,190百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。また、施設園芸用の単価を新たに設定するとともに、厳選出荷に取り組む生産者の支援を追加する運用改善を行いました。

＜政策目標＞

野菜・花き等高収益作物について、新型コロナウイルス収束後に向けた生産体制の強化

＜事業の内容＞

1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

- 次期作に前向きに取り組む野菜・花き・果樹・茶等、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援します。

【定額支援：10a当たり5万円】※1

また、高集約型経営である施設園芸については、交付単価を新たに設定します。

〔 施設花き等：10a当たり80万円

施設果樹：10a当たり25万円

- 新たな品種や新技術の導入等の取組を支援します。

【定額支援：10a当たり2万円×取組数】※2

2. 厳選出荷に取り組む生産者への支援

- 花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援します。

【定額支援：1人・1日当たり2,200円】

※1、※2は、中山間地域等では支援単価を1割加算

※ 政府の用意するサーバーネットへの加入を検討する生産者を支援

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【取組例】

- ・生産・流通コストの削減に要する経費
- ・種苗・肥料・農薬等の資材費
- ・土壌改良資材の投入に要する経費
- ・灌水装置や換気扇の導入に要する経費
- ・作業環境の改善に資する経費 等



被覆資材の導入

【取組例】

- ・新たに直販等を行うためのHP等の環境整備
- ・新品種・新技術の導入等
- ・海外の残留農薬基準への対応、有機農業やGAP等の取組 等



新品種導入試験

【取組内容】

- ・産地の取り決めに基づき、まとめて高品質な花き等を出荷



芽かき・摘花等の徹底

新たな需要に対応した生産強化

【お問い合わせ先】 (野菜等関係) 生産局園芸作物課 (03-6738-7423)
 (花き関係) 生産局園芸作物課 (03-6738-6162)
 (茶関係) 生産局地域対策官 (03-6744-2117)

フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

【令和元年度予備費 298百万円】

＜対策のポイント＞

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業等により発生する未利用食品の有効活用を図るため、フードバンクに寄附する際の輸配送やフードバンクの受入能力向上に必要な経費、再生利用（飼料化・肥料化等）する際の輸配送費や処理費を支援します。

＜事業の内容＞

1. フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクに寄附する際の輸配送やフードバンクの受入能力向上に必要な経費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図①)

・車両の庸車により行うもの：定額

(常温：7,000円/トン以内、冷凍・冷蔵：8,400円/トン以内)

・小口配送便等により行うもの：定額

(常温：70円/キログラム以内、冷凍・冷蔵：130円/トン以内)

フードバンクの受入能力向上に必要な経費(右図②)

・一時保管用倉庫、運搬用車両等の賃借料：定額

2. 再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援します。

《補助率》

輸配送費(右図③)：定額(7,000円/トン以内)

再生利用に係る処理費(右図④)：定額(32円/キログラム以内)

《両対策の主な要件》

- ・学校給食で活用予定であった食品又はこれに類する食品（仕向け先を特定して生産・製造・販売・活用されるもの）であること
- ・需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等によりやむを得ず未利用となったものであること
- ・令和2年4月1日～12月31日の取組であること

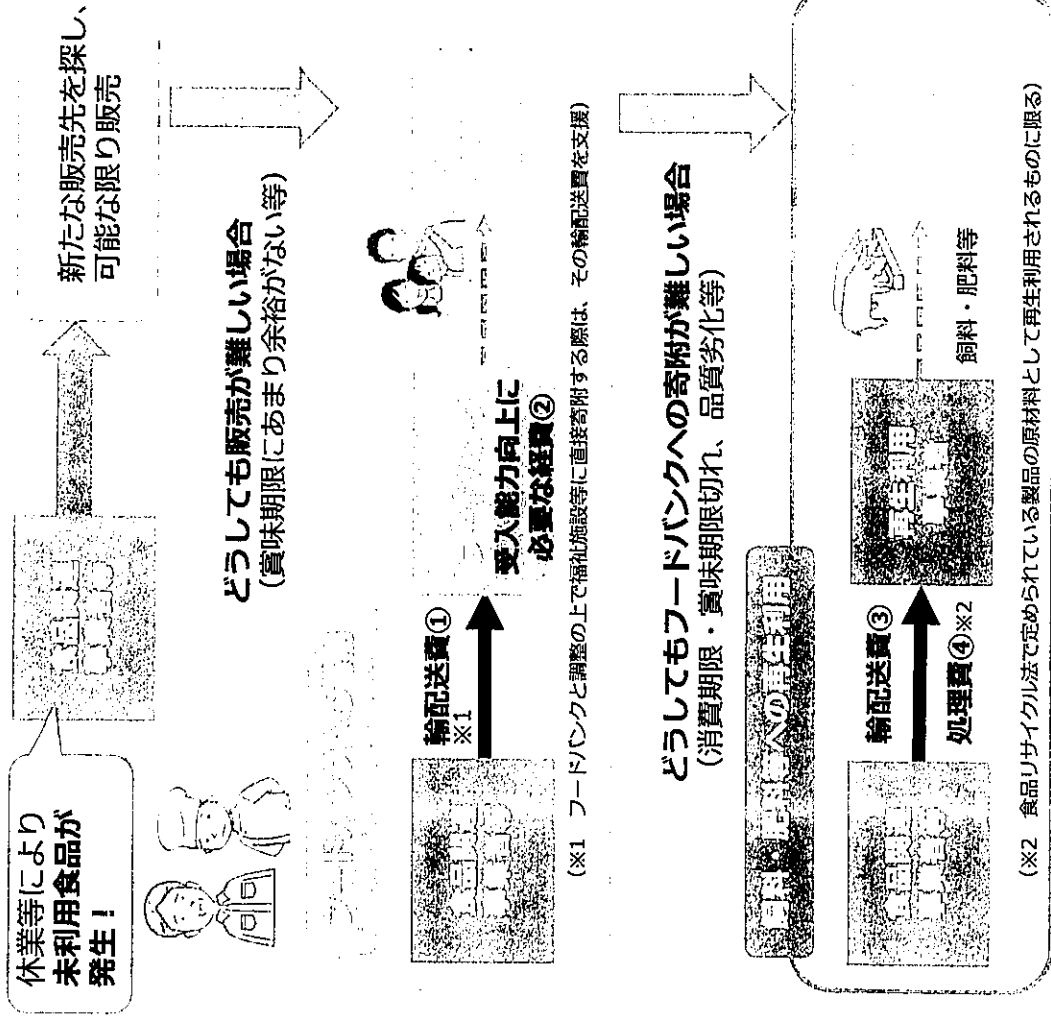
＜事業の流れ＞



定額

食品関連事業者、フードバンク等

＜事業イメージ＞



II 改正種苗法、次期国会に先送りか

— 会期末に向け審議時間が不足 —

- 今国会での成立が目指されていた「種苗法の一部を改正する法律案」は、会期末に向けて十分な審議時間が見込めず、次期国会に先送り等との報道がされている。
- 同法案は優良新品種の海外流出防止を背景として提出されており、持ち出し制限や、登録品種の自家増殖の許諾制導入等がポイントとなる。

【改正種苗法のポイント】

(持ち出し制限)

- ・登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国への輸出や意図しない地域での栽培について、育成者権により制限できるようにする。

(登録品種の自家増殖の許諾制導入)

- ・これまで農業者に認められていた登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために種苗として用いる自家増殖について、育成者権者の許諾に基づくものとする。(なお、登録品種の一部はこれまでも許諾が必要。また、許諾の具体的内容は現時点では明らかにされていない。)

育成者権とは：種苗法に基づき植物の新品種開発者に付与される権利。品種登録が必要。

- 一部の芸能人等が、SNSに種苗法改正案等に関して慎重な議論を求める声メッセージを発信し、ネット等で盛り上がりを見せたと報道されている。
- 5月19日、江藤農林水産大臣は記者会見で、種苗法改正案について「(海外流出に歯止めをかけていかないと)日本農家の努力、それから得られる利益も守れないのではないか」等と発言した。記者会見時に語った関連する発言の抜粋は以下の通り。

【5月19日江藤農林水産大臣記者会見時の関連発言抜粋(要旨)】

- ・自家増殖については、一般品種については何の制限もないし、種苗法が改正されても、変わらない。例えば米であれば84%が一般品種、みかんであれば98%が一般品種、りんごも96%が一般品種。
- ・登録品種であっても、一定の期間が過ぎれば、昔は18年、今は30年に延びているが、期間が過ぎれば、登録品種も一般品種になるので、一般品

- 種と同等に、かつて登録品種だったものも使うことができる
- ・ 今回の種苗法改正によって、農家の経営、許諾料をいっぱい払わなければいけないとか、制限がキュッとかかるとか、一般品種が多い訳なので、そういうような状況は、今のところ私は想定されないと思っている
 - ・ 登録品種であっても、今の法制度の下では海外流出を止められない。これは大きな問題。これがしっかり守られて、日本の国から農家が生産して、海外に輸出しているという状況であれば、農家にはもっと大きなメリット、利益が還元されているはず。
 - ・ いくらでも自家増殖していいということであれば、新しいものに、お金も時間も労力もかけて開発してもすぐに自家増殖されてしまうし、その先には海外流出という非常に悲しい事実が待っているということであれば、これは農家の競争力を私は下げるものだと思っている

(農水省HP掲載「主な登録品種と一般品種の例」は別紙1の通り)

- 5月20日、自民党は種苗法改正案を今国会で見送る方針を示したと報道されている。
- 5月22日、江藤農林水産大臣は記者会見で、「法案を成立させたいという気持ちは、今でも変わりがない」「決して自分としては、これで見送りが決定したというふうには受け止めてない」と発言した。

主な登録品種と一般品種の例

別紙 1

- ・我が国の農産物の品種には、一般品種と登録品種があり、ほとんどが一般品種となっている
- ・一般品種は、①在来種、②品種登録されたことがない品種、③品種登録期間が切れた品種である



種類	主な一般品種	主な登録品種	法改正で新たに育成者権が及ぶ行為の例	種苗法が改正される必要
コム	コシヒカリ、ひとめぼれ、あきたこまち、ヒノヒカリ、はえぬぎ、きらら397、キヌヒカリ、ササニシキ	ゆめびりか、つや姫、青天の霹靂、新之助、富富富、ななつほし、恋の予感、金色の風、まつしぐら、こしいぶき	自家増殖	種苗法が改正される必要
ばれいしょ	男爵薯、コナフブキ、メイクイーン	きたひめ、アーリースターチ	自家増殖	
かんしょ	紅あずま、鳴門金時、安納芋、黄金千貫	紅はるか、紅まさり		種苗法が改正されても変わらない
ねぎ	春麗、龍ひかり、下仁田	ふゆわらべ		
うんしゅうみかかん	宮川早生、青島温州、興津早生	肥のあかり、北原早生、かごしま早生		種苗法が改正されても変わらない
りんご	ふじ、つがる、王林、ジョナゴールド	シナノゴールド、トキ	自家増殖 〔自己の経営の接ぎ木等による増殖〕	
ぶどう	巨峰、ピオーネ、デラウエア、甲州ナイアガラ、スチューベン	シヤインアスカット、ナガノパール、オーロラブラック、ルビーロマン		種苗法が改正されても変わらない
いちご	とちおとめ、草姫、女峰、アイベリー、さちのか、とよのか	あまおう、さがほのか、きらび香、さぬき姫、スカイベリー、いちごさん、いはらキッズ		
カブ	玉里、恋ばな、京千舞			種苗法が改正されても変わらない
キャベツ	春系305号、金系201号、冬くぐり			
キュウリ	マジカル1号、ハイグリーン、豊美	フリーダム、極光607		種苗法が改正されても変わらない
ダイコン	福誉、夏つかさ、冬自慢	サラホワイト		
トマト	桃太郎、りんか409、アイコ	すずこま、フルティカ		種苗法が改正されても変わらない
ナス	千両二号、筑陽、竜馬	あのみどり		
ニンジン	向陽二号、彩誉、愛紅			種苗法が改正されても変わらない
ホウレンソウ	ミラーージュ、オシリス、クロノス			
メロン	アンデス、アムス、クインシー	アールス輝、イバラキング		種苗法が改正されても変わらない
	現在も、種苗法が改正されても自家増殖を含め利用は制限されない			

Ⅲ JAの生活インフラ調査の結果公表

－ JAの施設を地域の重要なインフラと評価 －

- 5月28日、農水省は「平成31年度生活インフラサービスへのアクセス状況実態調査」（委託先：三菱UFJリサーチ&コンサルティング）に関する報告書を公表した。
- 同調査は、JAの生活インフラサービスが地域の利用者にとって不可欠のものであるか調査するもので、改正農協法（平成28年4月施行）における「5年後見直し」（准組合員の事業利用規制）に関して行う調査の一つである。
- 同調査は4年目となり、平成31年度（令和元年度）は、以下の通り調査が行われた。

対象：全国12地域（JAの食料品・日用品小売サービス（Aコープ、FM等）、金融サービス（金融店舗）、ガソリン小売サービス（SS）の3拠点が揃っている地域。12地域の中に豊橋市を含む）
 有効回答数：Aコープ等・674名、金融店舗・568名、SS・573名
 方法：各拠点利用者に対し、簡素なアンケート票による店頭聞き取り等
 期間：9月～11月（1地域2～3日間）

- 公表された調査結果の抜粋は以下の通り。
 （報告書全体が掲載されている農水省のHPアドレス：
https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_kenkyu/attach/pdf/index-122.pdf）

【利用頻度】

	ほぼ毎日	週に1回以上	月に1～2回	年に数回	ほぼ利用しない
Aコープ等	26.6%	55.3%	13.2%	3.1%	1.8%
金融店舗	/	29.9%	56.2%	12.3%	1.6%
SS	/	45.7%	44.3%	4.9%	5.1%

【今後の利用意向】

	利用したい	どちらかといえば 利用したい	分からない (どちらともいえない)	積極的に利用する 予定はない	利用する 予定はない
Aコープ等	90.4%	7.1%	1.6%	0.6%	0.3%
金融店舗	87.0%	6.9%	3.9%	0.9%	1.4%
SS	89.4%	4.5%	3.1%	1.9%	1.0%

- 調査報告書の「まとめ」では、JAの施設について「地域の重要なインフラとして機能していることがわかる」とするなど高く評価している。なお、令和2年度も9月以降に調査が実施され、令和3年3月に結果が公表される予定である。

【調査報告書「まとめ」より抜粋】

(利用頻度)

- ・利用頻度は、食料品・日用品小売サービスで週1回以上が8割程度、金融サービスで月1回以上が8割程度、ガソリンスタンドで月1回以上が9割程度といずれも高い利用頻度となっている。
- ・スーパーマーケット白書2020によると、スーパーマーケットを、週1回以上利用する割合は84%と、本調査と同程度。
- ・全銀協のアンケートによると、月に1回以上銀行窓口を利用する割合は28%程度、銀行内ATMで64%程度。銀行内ATMよりも高い値となっており、利用頻度の高さがわかる。
- ・マイボイスコム株式会社の調査によるとガソリンスタンドを月に1度以上利用する割合は57%程度であった。

※他の調査はいずれもインターネット調査であり店頭調査ではない

(今後の利用意向及び利用したい理由)

- ・農協施設を今後も利用したいと回答した割合は、購買サービスで90%、JAバンクで87%、ガソリンスタンド・給油所で89%と非常に高くなっており、地域の重要なインフラとして機能していることがわかる。
- ・都市部から山間部、北海道から西日本まで概ね同様の値であり、いずれの地域でも重要な施設として認識されている。
- ・理由としては、いずれも「店舗が近くて便利だから」というものであった。買い物弱者、買い物難民が社会問題化するなか、地域になくてはならない施設であると考えられる。
- ・一方で、農協施設の特徴として、「JAに親しみ・親近感があるから」という回答も多く寄せられた。まさに、これまで地域に根ざして活動を行ってきたことが反映されているものと思われる。

(今後の調査について)

- ・地域毎にかなり幅があることが明らかとなった。
- ・今後の調査サンプルについては中山間地域を厚めに調査することが有効であると考えられる。
- ・拠点ベースで調査することによる限界もあり、実際のアクセス困難者の状況について把握するためには、居住地ベースの調査についてもあわせて行うことが望ましい。

農政をめぐる情勢

令和2年6月15日

280部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印

刷

株式会社 ユキ印刷工業

電話 052 (792) 8218

〈ファクシミリ 052 (792) 7802〉